

令和５年第８回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和 5 年 8 月 3 0 日（水）			
	午後 2 時 0 0 分 開会			
	午後 3 時 0 0 分 閉会			
開催場所	瑞浪市役所 4 階 全員協議会室			
議 長	大山 理晴 会長			
出席委員 （ 2 1 名）	委員	遠 山 英 俊	水 野 安 喜	
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴	
		勝 股 増 夫	鈴 木 録 郎	
		奥 村 正 子	足 立 正 之	
		土 屋 敏 子	加 納 富 雄	
		安 藤 良 一	成 瀬 良 美	
	農地利 用最適 化推進 委員	岩 嶋 貞 夫	伊 藤 道 子	
		勝 股 重 雄	小 倉 清 弘	
		三 輪 徳 夫	板 橋 仁 晃	
		有 我 俊 春	渡 邊 俊 美	
		小 川 伸 二		
欠席委員 （ 2 名）		小 栗 智 幸	安 田 清 和	
事務局	局長補佐 森 本 英 樹 主 査 日比野 有 真 農林課 小木曾 匡 洋			
付議事項				
議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について				
議第 2 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について				
議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について				
議第 4 号 土地現況確認申請について				
議第 5 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当するか否かの判断 について				
議第 6 号 地籍調査における地目の変更について				
議第 7 号 令和 5 年度農業振興地域整備計画の変更（一般管理）に係る 協議について				
議第 8 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う 意見聴取について				
付議の内容については別添のとおり				

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和5年第8回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員12名、推進委員9名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、足立 正之委員と小川 伸二委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

小倉 清弘委員、説明をお願いします。

小倉委員

去る8月21日に、土屋 敏子委員、大山 理晴委員、森本事務局長補佐、日比野主査、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては2件であります。

内容といたしましては、田が2筆、畑が1筆で、面積1,607㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の2ページから4ページになります。

3条-16

(議案書の内容を説明)

土地所有者は、耕作が出来ないため、譲受人が、地域の農業を支えるため購入し、耕作するもの。

次に、3条-17

(議案書の内容を説明)

農地を拡大するために、今回、購入するものです。

以上、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請」に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

小倉 清弘委員、議第2号の説明をお願いします。

小倉委員 農地転用許可後の事業計画変更承認申請につきましては1件であります。

内容といたしましては、畑が1筆で、面積36㎡であります。

併せて、農地法第5条の規定による許可申請につきましては7件であります。

内容といたしましては、田が9筆、畑が6筆で、合計面積3,437.29㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第2号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」と議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、関連がありますので、一括でご説明申し上げます。

まずは、議案集の5ページから7ページをお願いします。

事変一2と、5条一39は、関連のある申請ですので、一括で説明をさせていただきます。

事変一2

(議案書の内容を説明)

こちらは、当初の許可目的が達成できなかったことが、転用事業者の故意、又は重大な過失によるものではないこと等、事業計画変更承認の条件に該当しており、承認に対する問題はないものと考えます。

次に、5条－39は、2筆690㎡に地上権を設定し、保育所を経営するため、申請されたものです。

(議案書の内容を説明)

周辺の状況は、公衆用道路、宅地、農地に囲まれた、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、隣地への影響がないよう対策が講じられておりますので、転用に対する問題はないものと考えます。

続いて、10ページ、11ページをご覧ください。

5条－40

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれた、第2種農地で、周辺農地への影響はありませんので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、12ページ、13ページをご覧ください。

5条－41

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、宅地、公衆用道路、農地に囲まれた、コミュニティーセンターの周囲概ね300m以内の区域に存する第3種農地で、隣地への影響がないよう対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、14ページ、15ページをご覧ください。

5条－42

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、宅地、農地に囲まれた、第2種農地ですが、隣地承諾を得ておりますので、転用に対する問題はないものと考えます。

次に、16ページ、17ページをご覧ください。

5条－43

(議案書の内容を説明)

面積としまして、500㎡を超えておりますが、市道からの接道要件を満たすため、一連の用地の買収が必要となるためのものです。

申請地周辺の状況は、農地、公衆用道路に囲まれた、第2種農地で、隣地への影響がないよう対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、18ページ、19ページをご覧ください。

5条－44

(議案書の内容を説明)

9ページの資料の面積の数値が、一部欠けており、申し訳ありません。252.20㎡と126.42㎡です。よろしくお願いします。

申請地周辺の状況は、道路、宅地に囲まれた、都市計画で、第1種中

高層住居専用地域に指定されている、第3種農地で、隣地への影響はないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

次に、14ページ、20ページをご覧ください。

5条—45

(議案書の内容を説明)

申請地周辺の状況は、道路、宅地、農地に囲まれている第2種農地で、隣地への影響はないように対策が講じられますので、転用に對し問題ないものと考えます。

以上、議第2号、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします。

議第2号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり承認が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。

次に、議第3号について質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見なし)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第3号は、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第4号「土地現況確認申請について」を議題といたします。

小倉 清弘委員、議第4号の説明をお願いします。

- 小倉委員 土地現況確認申請につきましては、１件であります。
 内容といしましては、田が３筆で、面積１０８．１４㎡であります。
 詳細については、事務局より説明を求めます。
- 日比野主査 それでは、議第４号「土地現況確認申請について」、説明させていただきます。
 議案集の２１ページから２３ページをお願いします。
 （議案書の内容を説明）
 こちらは、固定資産課税台帳により、農地でなくなってから２０年を経過したことが確認できますので、土地現況確認申請を承認することに、問題ないものと考えます。
 以上、議第４号に係るご説明とさせていただきます。
 ご審議の程、よろしく願いいたします。
- 議 長 ありがとうございます。では、これより議第４号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。
- 委 員 （質問・意見無し）
- 議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
 議第４号「土地現況確認申請について」、申請のとおり相違ない旨の意見をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。
- 委 員 （全員挙手）
- 議 長 全員賛成ですので、議第４号は、申請のとおり相違ない旨の意見を添えて、岐阜県知事に進達することに決定いたします。
 次に、議第５号「農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断について」を議題といたします。
 事務局、説明をお願いします。
- 森本
局長補佐 それでは、議第５号「農地法第２条第１項に規定する農地に該当するか否かの判断について」、ご説明申し上げます。
 ２４ページから３３ページ、別添資料をご覧ください。
 差し替え資料の裏面、③にありますように
ア その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
イ ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合
 このような場合は、農地台帳から除外しようとするものです。

今回は、日吉 No.5 で、細久手、深沢、北野周辺です。

それでは、順次、説明させていただきます。

日吉町-1 は、八瀬沢地区です。写真の左端にあるのが、サンエッグファームです。

日吉町-2 は、北野地区です。

日吉町-3 は、高根・深沢地区です。地図の右下にあるのが、YZ サーキットです。

日吉町-4 は、深沢地区です。

日吉町-5 は、深沢地区です。写真の左側が、旧衛生センターで、五月橋へと繋がります。

日吉町-6 は、細久手地区です。2 3 4 番の右が、細久手公民館です。

日吉町-7 は、深沢地区です。

以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第5号「農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について」、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第5号は、非農地と判断する旨、土地所有者、法務局、岐阜県及び市税務課に対して通知することに決定いたします。

次に、議第6号「地籍調査における地目の変更について」を議題いたします。

事務局、説明をお願いします。

森本 それでは、議第6号「地籍調査における地目の変更について」、ご
局長補佐 説明申し上げます。

34ページから49ページをご覧ください。釜戸地区になります。

これは令和5年7月20日付け瑞地籍第24号において、瑞浪市長から地籍調査地区の農用地における調査後の土地表示について、「農地」か「農地以外の土地」かの照会に対し、回答するものです。

登記地目が農地で、現況が農地以外の場合の地目変更は、農業委員会の承認が必要なため、照会がきております。

現況につきましては、航空写真での確認等で現況確認調査を行いました。

農業委員会の意見については、次の考え方に基づいて原案を作成しております。

- ①瑞浪市や国土交通省が希望する農地から公衆用道路、農地から用悪水路への変更は、そのまま認めることとします。
- ②個人が希望する変更のうち、農地から原野、また農地から山林への変更は、所有者が意図して転用したものではないため、そのまま認めることとします。
- ③農地から宅地、農地から雑種地への変更については、所有者が意思を持って転用したものであるため、「農地法に沿って、手続きをしてください。」とします。これは、「始末書を付けて農地転用の申請をしてください。」ということになります。

それぞれの筆に、必要な場合は、コメントを入れておりますので、ご確認ください。

例えば、図面1の52番、53番は、雑種地なので、「農地法に沿って、手続きをしてください。」となります。

以上、議第6号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第6号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第6号「地籍調査における地目の変更について」、原案（のとおりに承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第6号は、原案のとおり承認し、瑞浪市長に回答することに決定いたします。

次に、議第7号「瑞浪農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

小木曾主査 それでは、「瑞浪農業振興地域整備計画の変更」について、農林課農業政策係よりご説明させていただきます。

まず初めに、「瑞浪農業振興地域整備計画」についてですが、この計画は、農振法（農業振興地域の整備に関する法律）に基づいて定められており、農地の健全な発展や、効果的な農業施策を実施するために、将来的に確保すべき土地を農業振興地域の農用地区域、いわゆる農振農

用地として指定しています。

農振法では、農用地区域への編入や区域からの除外などの手続きにおいて、県や農協、農業委員会と協議を行うこととされています。そのため先般、大山会長にもご同行いただき、現地確認も実施していただきましたが、今回この総会の場にて協議をお願いさせていただくところです。

資料の49ページをご覧ください。

今回議題として挙げさせていたものとして、整理番号としては8番までありますが、案件としては3件となります。どれも、農用地区域からの除外にかかるものです。

まず1件目として、先日オープンしましたきなあた瑞浪のBBQ場の用地についてです。こちらは市の事業ということで、協議案件ではありませんが、この場にてご説明・ご報告をさせていただきます。

あとの2件につきましては、個人からの申請によるものです。

まず1件目（整理番号1～6）ですが、50ページをご覧ください。

赤で囲われている部分が、BBQ場施設のために、市が用地買収を行った土地になります。合わせて6筆ありますが、面積5,045㎡となります。

これらの土地につきましては、従前は田であり、農振農用地でありましたが、公共事業に供する土地として、今回除外をすることとなりますので、ご報告をさせていただきます。

なお、資料につきましては、51ページに公図、52ページに平面図が添付されています。

続いて2件目と3件目についてですが、ここからが個人からの申請による除外案件となります。

ここからの2件については、どちらも住宅の建築を目的としています。まず始めに農振除外が可能となる6つの要件についてご説明します。

1. 他に代替する土地がないこと
2. 周辺の営農に支障がないこと
3. 農地の集積に支障がないこと
4. 既存の農業用施設に支障がないこと
5. 圃場整備後、一定期間が経過していること
6. 今後策定する地域計画に支障がないこと

の6つとなります。これらの要件と照らしながら、2件目と3件目の説明をさせていただきます。

（議案書の内容を説明）

申請地以外の代替地では、転用目的を果たすことが困難であると考えられ、農振農用地の除外に問題はないと考えます。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第7号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第7号「瑞浪農業振興地域整備計画の変更について」、協議内容に異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第7号は、協議内容に異議のないものとし、瑞浪市長に報告することに決定いたします。

次に、議第8号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見聴取について」を議題といたします。

農林課より説明をお願いします。

小木曾主査 続いて、議第8号について説明させていただきます。P76をご覧ください。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について少し説明させていただきます。

国が定める農業経営基盤促進強化法という法律がありますが、これに基づいて、県それから各市町村がぶら下がりのような形で定めているものになります。

その内容としまして、市としての優良農地を維持確保するための手段や認定農業者いわゆる担い手の認定基準、こうしたことが盛り込まれています。

今回、この基本構想の上位に位置する国の法律、農業経営基盤促進強化法が改正されましたので、これに倣う形で、市の基本構想も変更するというものです。

時間の都合もありますので、細かく全てに触れることは控えさせていただきますが、変更箇所としましては、大きく2点です。

1点目は、国の法律の変更に伴い、地域計画に関する記述を追加した点です。これまで、地域計画の前身である、人農地プランに関する記述を削除し、地域計画の策定にかかる記述が盛り込まれております。

2点目は、令和4年度に新規就農者の就農計画を1件認定しましたが、この基本構想に、モデル事業として掲載をするという点です。

77ページ以降に変更案が添付されており、変更箇所が朱書きで示されておりますので、ご確認ください。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第8号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第8号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に伴う意見聴取について」、構想到異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第8号は、異議のないものとし、瑞浪市長に報告することに決定いたします。

以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名、押印する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員